

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、  
翌日)

の規定により告示する。

平成三年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

◆告示 保険医療機関等の指定（保険課）

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの（〃）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（農村整備課）

保安林の指定施業要件の変更予定（造林課）

| 氏名   | 登録の記号及び番号  | 登録の年月日    |
|------|------------|-----------|
| 松井克明 | 鳥医第四、四二一八号 | 平成三年十月十一日 |

鳥取県告示第七百七十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条

| 療養取扱機関名 | 所 在 地         | 申出の受理の年月日  |
|---------|---------------|------------|
| 谷岡薬局    | 鳥取市栄町七〇二      | 平成三年九月二十一日 |
| ちず薬局    | 八頭郡智頭町大字智頭一六四 | 平成三年十月一日   |

## 鳥取県告示第七百七十四号

郡家町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業麻生地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第七百七十五号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成三年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字江波字セバ谷奥一〇四四・字奥ノ谷一〇四八の一  
・若桜町大字吉川字フタ通り一四六三の一七・一四六三の二一・一四六三の二三・一四六三の二五・智頭町大字駒帰字小檍浪口四六七・四六八  
・四七〇・四七一・四七二の一・四七四・四七六・四七七・大字福原字  
柄市谷右平四八一・四八二・大字尾見字南谷五六一・五六四・字喜當路  
五七七の三・字明ケナル五七八・五七八の二・五七八の三・字瀧ノ奥五  
七九・字中谷五九二・大字惣地字中ノ谷高木五八三から五八五まで・五  
九四・五九五・六〇三の一・六〇八・六一〇から六一四まで・六一六か  
ら六一八まで・大字口波多字津田七〇〇の一・七一二・七三一・大字埴  
師字清水平一二五五の一・字瀧谷一二五六の一・一二五六の二・字大谷  
山一二五七・大字市瀬字坂ノ谷三六一九の一・三六一九の二・三六一九の二六（以上四

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 四 異議の申出
- 三 縦覧に供する場所
- 二 縦覧に供する期間
- 一 縦覧に供する書類

郡家町役場

十八筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期輪以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)